

CHANNEL

2009
Vol.9-1
27号

「チャンネル」とは、情報などが流れる経路、道筋のこと。この冊子が、情報の先生と教科に関する情報を結ぶ架け橋になればと願っています。

開隆堂

開隆堂のWebページにアクセスして下さい。 URL <http://www.kairyudo.co.jp>

Forefront Topics 情報通信技術の先端から

バリア・バリアフリーマップ ——歩行空間情報提供のユニバーサルデザインの研究——

バリア・バリアフリーマップは障害者・高齢者を含む全ての歩行者に、目的地や経路の選択に関わる歩行空間のバリア・バリアフリー情報を提供することを目指す地理情報システム(GIS)です。歩行者の身体状況の違い・好みによって、歩道にある様々な事物のバリア・バリアフリーの解釈は異なります。歩行空間に存在する全ての事物のあらゆる特徴をデータとして記述できれば、全ての歩行者の要求を完璧に満たすことは可能ですが、全てのデータの調査・蓄積は不可能といってしまうでしょう。そこで、全ての歩行者の要求と現実的なデータの調査・蓄積方法の双方を満たす、「データ構造のユニバーサルデザイン」を明らかにすることが重要となります。

筆者らは、東京都小金井市全域およびJR国分寺駅北口付近(国分寺市)を含む約12km²の地域を対象に、全歩道の構造や事物を調査し、データ構造のユニバーサルデザインを検討しながら、システムを試作しました。そして障害者の方々による評価実験、2003年5月のインターネット公開を通して、判明した問題点を徹底的に改良し、「京都東山地区観光地バリア・バリアフリーマップ」(図参照)を製作し、インターネット公開しました。この成果は新聞・雑誌等で報道され好評を博しました。また(株)昭文社より、2004年11月、バリア・バリアフリーマップ作成のためのデータ入力システムとインターネット公開用のデータ閲覧システムの2商品が商品化され販売されました。当研究は筆者が情報通信研究機構在籍時に携わった研究で終了しましたが、筆者の研究室では、引き続き、移動のバリアフリーをキーワードに障害者・高齢者の移動支援のユニバーサルデザインに関する研究を行っています。

上智大学理工学部 情報理工学科 准教授 矢入郁子

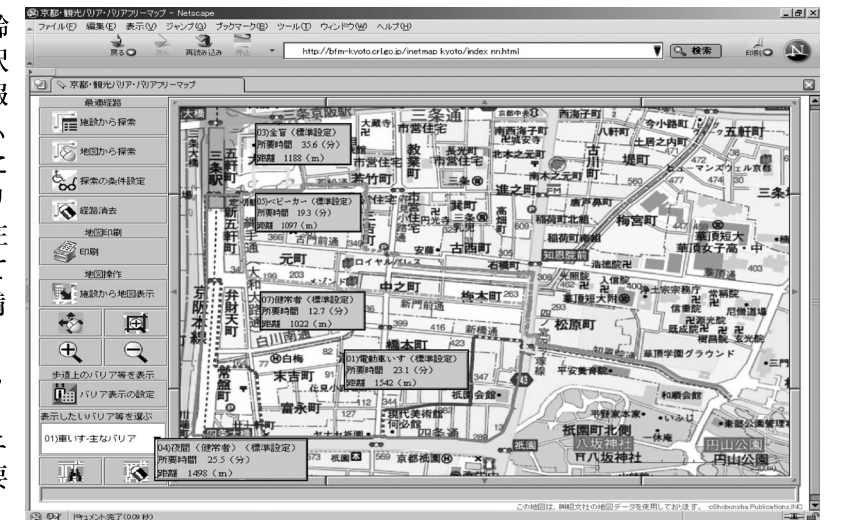


図 2003年11月にインターネット公開された京都東山バリア・バリアフリーマップ

京阪電鉄三条駅から知恩院までの最適経路を「電動車いす」「全盲」「ベビーカー」「健常者夜間」などのあらかじめ用意されている身体状況別の検索条件テンプレートをを用いて検索した結果例

●目次

Forefront Topics	
バリア・バリアフリーマップ	
——歩行空間情報提供のユニバーサルデザインの研究——	1
情報の眼	
新高等学校学習指導要領の考え方とポイント	
——普通教科「情報」を中心にして——	2
資料	
高等学校学習指導要領	4
実践Report	
ネットいじめにどう対応するか	
——埼玉県が予防と対応策の手引を発行——	6
ご案内	
情報実習のウォーミングアップ	
基本操作マスター/基本操作マスターII	8

新高等学校学習指導要領の考え方とポイント

—普通教科「情報」を中心にして—

文部科学省初等中等教育局視学官 永井 克昇

1 学習指導要領改訂の基本的な考え方

本年3月9日に高等学校学習指導要領が改訂・告示された（以下、改訂学習指導要領という）。平成17年2月に学習指導要領の見直しに着手して以来、約4年が経過している。この間、教育基本法の改正（平成18年12月）等により教育の理念が明確になる*1とともに、学校教育法の改正（平成18年12月）により学力の重要な要素が規定された*2。また、「知識基盤社会*3」の時代と呼ばれる社会の構造的な変化の中で、「生きる力」を育むという理念はますます重要になっている。こうした教育を取り巻く大きな変化に対応するために、改訂学習指導要領は引き続き「生きる力」をはぐくむことを理念としている。さらに、「知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスの重視」や「道徳教育、体育などの充実により、豊かな心や健やかな体の育成」などの「生きる力」をはぐくむための具体的な手だてが、改訂学習指導要領にはいたるところにちりばめられている。

このような中、「生きる力」と情報活用能力との関連で、教育基本法第2条第1項に規定されている「幅広い知識と教養」の重要な要素であるとともに、知識基盤社会の時代に生きる子どもたちに求められる力である「課題を見出し解決する力」の基盤を形成する力であることや、情報モラルは「豊かな情操と道徳心」を構成する考え方と態度であるなどを、教科「情報」担当者として改めて確認しつつ、改訂学習指導要領を読み解いていくことが必要である。

2 普通教科「情報」改訂の基本的な考え方

今回の改訂で普通教科「情報」については、次のような改善が図られている。まず、科目構成の見直しを図っている。これからの情報社会を構成する一員となる生徒にとって、社会の情報化の進展に主体的に対応できる能力と態度を育成することは極めて重要である。この観点から、情報教育の目標の三観点*4のうち「情報の科学的な理解」や「情報社会に参画する態度」を柱にして、科目の構成・内容を改善している。

次に、知識基盤社会と呼ばれるこれからの社会では、情報及び情報機器等の活用が社会生活において必要不可欠な基盤として発展している。このような社会を構成する一員として子どもたちに必須な力の一つに情報活用能力がある。そこで、すべての国民に必須の素養としての情報活用能力を確実に身に付けさせるために、小学校・中学校・高等学校を通して体系化された情報教育の指導内容を踏まえ、一部重複させるなどして指導をより一層充実している。

情報通信ネットワークを使用した犯罪等が社会問題化しているなか、学校では家庭と連携しながら情報モラルの育成、情報安全等について指導することが重要である。このことを踏まえ、各科目の内容に情報モラルを項目立てし、情報モラルを身に付けさせる学習活動を重視している。

3 普通教科「情報」改訂のポイント

(1) 科目の構成について

改訂学習指導要領において普通教科「情報」は、義務教育段階での情報教育の改善・充実された内容やこれまで実施されてきた情報教育の成果を踏まえるとともに、情報社会を構成する一員として、社会の情報化の進展に主体的に対応できる能力と態度を育成する観点から、情報教育の目標の三観点のうち「情報の科学的な理解」や「情報社会に参画する態度」を柱にして、科目構成を現行の3科目構成から2科目構成へと改善している。義務教育段階でコンピュータや情報通信ネットワーク等の活用経験が浅い生徒の履修を想定して設置した「情報A」については発展的に解消し、「情報の科学的な理解」及び「情報社会に参画する態度」に関する内容を重視する基礎的な科目として「情報の科学」と「社会と情報」を新設することによって、小・中・高等学校を通して体系的に行われる情報教育の実態や要請に応えようとしている。具体的には、コンピュータに興味・関心を持つ生徒が履修することを想定し、主に情報の科学的な理解を深める学習を重視している「情報B」と、情報社会やコミ

ュニケーションに興味・関心を持つ生徒が履修することを想定し、主に情報社会に参画する態度を育成する学習を重視している「情報C」を柱にして、それぞれ「情報の科学」と「社会と情報」の2科目に再構成している。さらに、新設の2科目にコンピュータや情報通信ネットワークなどを積極的に活用する実習を多く取り入れている「情報A」の内容のうち、義務教育段階では学習しない内容を付加している。ここで留意しなければならないことは、各科目の学習によって情報活用の実践力及び情報モラルに関する内容が共通に、かつより実践的に行われるように改善が図られていることである。「情報の科学」や「社会と情報」の各科目においても、社会の情報化の進展に主体的に対応できる能力や態度をはぐくむために、情報教育の目標の三観点についてはより一層重視されている。なお、新科目は共に、標準単位数が二単位であることや選択必修科目であることは、現行と同様で変更はない。

(2) 新科目の内容等について

① 「社会と情報」について

「社会と情報」の目標は次の通りである。

情報の特徴と情報化が社会に及ぼす影響を理解させ、情報機器や情報通信ネットワークなどを適切に活用して情報を収集、処理、表現するとともに効果的にコミュニケーションを行う能力を養い、情報社会に積極的に参画する態度を育てる。

情報が現代社会に及ぼす影響を理解させるとともに、情報機器等を効果的に活用したコミュニケーション能力や情報の創造力・発信力等を養うなど、情報化の進む社会に積極的に参画することができる能力・態度を育てることに重点を置いている。この科目は、「情報の活用と表現」、「情報通信ネットワークとコミュニケーション」、

「情報社会の課題と情報モラル」、「望ましい情報社会の構築」の4項目で構成している。この科目の改善の主なポイントは、次の2点である。まず、情報を収集し、分析し、表現する学習活動や効果的なコミュニケーションを行うために情報機器や情報通信ネットワークを適切に活用する学習活動をより一層重視していることである。次に、情報の特徴や情報化が社会に及ぼす影響を理解させるとともに、情報モラルを身に付ける学習活動をより一層重視していることである。

② 「情報の科学」について

「情報の科学」の目標は次の通りである。

情報社会を支える情報技術の役割や影響を理解させるとともに、情報と情報技術を問題の発見と解決に効果的に活用するための科学的な考え方を習得させ、情報社会の発展に主体的に寄与する能力と態度を育てる。

現代社会の基盤を構成している情報にかかわる知識や技術を科学的な見方・考え方で理解し、習得させるとともに、情報機器等を活用して情報に関する科学的思考力・判断力等を養うなど、社会の情報化の進展に主体的に寄与することができる能力・態度を育てることに重点を置いている。この科目は、「コンピュータと情報通信ネットワーク」、「問題解決とコンピュータの活用」、「情報の管理と問題解決」、「情報技術の進展と情報モラル」の4項目で構成している。この科目の改善のポイントは、次の2点である。まず、問題解決を行うために情報と情報技術を効果的に活用する学習活動やそのために必要となる科学的な考え方を身に付ける学習活動をより一層重視していることである。次に、情報社会を支える情報技術の役割や影響を理解させるとともに、情報モラルを身に付ける学習活動をより一層重視していることである。

*1 例えば、教育基本法第2条第1項

幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。

*2 学校教育法第30条第2項

前項の場合においては、生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない。

*3 新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す社会。

*4 「情報活用の実践力」、「情報の科学的な理解」、「情報社会に参画する態度」のことで、学習指導要領では情報活用能力と同義。

第10節 情報

第1款 目標

情報及び情報技術を活用するための知識と技能を習得させ、情報に関する科学的な見方や考え方を養うとともに、社会の中で情報及び情報技術が果たしている役割や影響を理解させ、社会の情報化の進展に主体的に対応できる能力と態度を育てる。

第2款 各科目

第1 社会と情報

1 目標

情報の特徴と情報化が社会に及ぼす影響を理解させ、情報機器や情報通信ネットワークなどを適切に活用して情報を収集、処理、表現するとともに効果的にコミュニケーションを行う能力を養い、情報社会に積極的に参画する態度を育てる。

2 内容

(1) 情報の活用と表現

ア 情報とメディアの特徴

情報機器や情報通信ネットワークなどを適切に活用するために、情報の特徴とメディアの意味を理解させる。

イ 情報のデジタル化

情報のデジタル化の基礎的な知識と技術及び情報機器の特徴と役割を理解させるとともに、デジタル化された情報が統合的に扱えることを理解させる。

ウ 情報の表現と伝達

情報を分かりやすく表現し効率的に伝達するために、情報機器や素材を適切に選択し利用する方法を習得させる。

(2) 情報通信ネットワークとコミュニケーション

ア コミュニケーション手段の発達

コミュニケーション手段の発達をその変遷と関連付けて理解させるとともに、通信サービスの特徴をコミュニケーションの形態とのかかわりで理解させる。

イ 情報通信ネットワークの仕組み

情報通信ネットワークの仕組みと情報セキュリティを確保するための方法を理解させる。

ウ 情報通信ネットワークの活用とコミュニケーション

情報通信ネットワークの特性を踏まえ、効果的なコミュニケーションの方法を習得させるとともに、情報の受信及び発信時に配慮すべき事項を理解させる。

(3) 情報社会の課題と情報モラル

ア 情報化が社会に及ぼす影響と課題

情報化が社会に及ぼす影響を理解させるとともに、望ましい情報社会の在り方と情報技術を適切に活用することの必要性を理解させる。

イ 情報セキュリティの確保

個人認証と暗号化などの技術的対策や情報セキュリティポリシーの策定など、情報セキュリティを高めるための様々な方法を理解させる。

ウ 情報社会における法と個人の責任

多くの情報が公開され流通している現状を認識させるとともに、情報を保護することの必要性とそのための法規及び個人の責任を理解させる。

(4) 望ましい情報社会の構築

ア 社会における情報システム

情報システムの種類や特徴を理解させるとともに、それらが社会生活に果たす役割と及ぼす影響を理解させる。

イ 情報システムと人間

人間にとって利用しやすい情報システムの在り方、情報通信ネットワークを活用して様々な意見を提案し集約するための方法について考えさせる。

ウ 情報社会における問題の解決

情報機器や情報通信ネットワークなどを適切に活用して問題を解決する方法を習得させる。

3 内容の取扱い

(1) 内容の(1)については、情報の信頼性、信憑性^{びよう}及び著作権などに配慮したコンテンツの作成を通して扱うこと。イについては、標本化や量子化を取り上げ、コンピュータの内部では情報がデジタル化されていることについて扱うこと。ウについては、実習を中心に扱い、生徒同士で相互評価させる活動を取り入れること。

(2) 内容の(2)のイについては、電子メールやウェブサイトなどを取り上げ、これらの信頼性、利便性についても扱うこと。ウについては、実習を中心に扱い、情報の信憑性や著作権などへの配慮について自己評価させる活動を取り入れること。

(3) 内容の(3)のアについては、望ましい情報社会の在り方と情報技術の適切な活用について生徒が主体的に考え、討議し、発表し合うなどの活動を取り入れること。イについては、情報セキュリティを確保するためには技術的対策と組織的対応とを適切に組み合わせることの重要性についても扱うこと。ウについては、知的財産や個人情報の保護などについて扱い、情報の収集や発信などの取扱いに当たっては個人の適切な判断が重要であることについても扱うこと。

(4) 内容の(4)については、望ましい情報社会を構築する上での人間の役割について生徒が主体的に考え、討議し、発表し合うなどの活動を取り入れること。イについては、生徒に情報システムの改善策などを提案させるなど、様々な意見を提案し集約する活動を取り入れること。

第2 情報の科学

1 目標

情報社会を支える情報技術の役割や影響を理解させる

とともに、情報と情報技術を問題の発見と解決に効果的に活用するための科学的な考え方を習得させ、情報社会の発展に主体的に寄与する能力と態度を育てる。

2 内容

(1) コンピュータと情報通信ネットワーク

ア コンピュータと情報の処理

コンピュータにおいて、情報が処理される仕組みや表現される方法を理解させる。

イ 情報通信ネットワークの仕組み

情報通信ネットワークの構成要素、プロトコルの役割、情報通信の仕組み及び情報セキュリティを確保するための方法を理解させる。

ウ 情報システムの動きと提供するサービス

情報システムとサービスについて、情報の流れや処理の仕組みと関連付けながら理解させ、それらの利用の在り方や社会生活に果たす役割と及ぼす影響を考えさせる。

(2) 問題解決とコンピュータの活用

ア 問題解決の基本的な考え方

問題の発見、明確化、分析及び解決の方法を習得させ、問題解決の目的や状況に応じてこれらの方法を適切に選択することの重要性を考えさせる。

イ 問題の解決と処理手順の自動化

問題の解法をアルゴリズムを用いて表現する方法を習得させ、コンピュータによる処理手順の自動実行の有用性を理解させる。

ウ モデル化とシミュレーション

モデル化とシミュレーションの考え方や方法を理解させ、実際の問題解決に活用できるようにする。

(3) 情報の管理と問題解決

ア 情報通信ネットワークと問題解決

問題解決における情報通信ネットワークの活用方法を習得させ、情報を共有することの有用性を理解させる。

イ 情報の蓄積・管理とデータベース

情報を蓄積し管理・検索するためのデータベースの概念を理解させ、問題解決にデータベースを活用できるようにする。

ウ 問題解決の評価と改善

問題解決の過程と結果について評価し、改善することの意義や重要性を理解させる。

(4) 情報技術の進展と情報モラル

ア 社会の情報化と人間

社会の情報化が人間に果たす役割と及ぼす影響について理解させ、情報社会を構築する上での人間の役割を考えさせる。

イ 情報社会の安全と情報技術

情報社会の安全とそれを支える情報技術の活用を理解させ、情報社会の安全性を高めるために個人が果たす役割と責任を考えさせる。

ウ 情報社会の発展と情報技術

情報技術の進展が社会に果たす役割と及ぼす影響を理解させ、情報技術を社会の発展に役立てようとする態度を育成する。

3 内容の取扱い

(1) 内容の(1)のアについては、標本化や量子化などについて扱うこと。イについては、情報のやり取りを図を用いて説明するなどして、情報通信ネットワークやプ

ロトコルの仕組みを理解させることを重視すること。ウについては、情報システムが提供するサービスが生活に与えている変化について扱うこと。

(2) 内容の(2)のアについては、生徒に複数の解決策を考えさせ、目的と状況に応じて解決策を選択させる活動を取り入れること。イ及びウについては、学校や生徒の実態に応じて、適切なアプリケーションソフトウェアやプログラム言語を選択すること。

(3) 内容の(3)については、実際に処理又は創出した情報について生徒に評価させる活動を取り入れること。アについては、学校や生徒の実態に応じて、適切なアプリケーションソフトウェアや情報通信ネットワークを選択すること。イについては、簡単なデータベースを作成する活動を取り入れ、情報が喪失した際のリスクについて扱うこと。

(4) 内容の(4)については、生徒が主体的に考え、討議し、発表し合うなどの活動を取り入れること。アについては、情報機器や情報通信ネットワークの様々な機能を簡単に操作できるようにする工夫及び高齢者や障害者による利用を容易にする工夫などについても扱うこと。イについては、情報通信ネットワークなどを使用した犯罪などについて取り上げ、情報セキュリティなどに関する情報技術の適切な活用方法についても扱うこと。ウについては、情報技術を適切に活用するための個人の責任や態度について取り上げ、情報技術を社会の発展に役立てようとする心構えを身に付けさせること。

第3款 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1) 中学校における情報教育の成果を踏まえ、情報科での学習が他の各教科・科目等の学習に役立つよう、他の各教科・科目等との連携を図ること。

(2) 各科目の目標及び内容等に即して、コンピュータや情報通信ネットワークなどを活用した実習を積極的に取り入れること。

(3) 各科目は、原則として、同一年次で履修させること。

(4) 情報機器を活用した学習を行うに当たっては、生徒の健康と望ましい習慣を身に付ける観点から、照明やコンピュータの使用時間などに留意すること。

(5) 公民科及び数学科などとの関連を図るとともに、教科の目標に即した調和のとれた指導が行われるよう留意すること。

2 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1) 各科目の指導においては、内容の全体を通じて知的財産や個人情報の保護などの情報モラルの育成を図ること。

(2) 各科目の指導においては、内容の全体を通じて体験的な学習を重視し、実践的な能力と態度の育成を図ること。

(3) 授業で扱う具体例などについては、情報技術の進展に対応して適宜見直しを図ること。

ネットいじめにどう対応するか

—埼玉県が予防と対応策の手引を発行—

編集部

埼玉県教育委員会がネットいじめ等の防止に向けた体系的・実践的マニュアル『ネットいじめ等の予防と対応策の手引——ネット被害から子どもたちを守ろう！——』を発行した。県内で増加する携帯電話やパソコンを使った誹謗・中傷などの「ネットいじめ」防止を目的にまとめたもの。「ネットいじめ」や「ネットトラブル」についての具体的な事例別対応策を盛り込むなど、現場ですぐに役立つ内容となっている。『手引』の概要を紹介する。

県内関係機関に配布

『ネットいじめ等の予防と対応策の手引——ネット被害から子どもたちを守ろう！——』は、埼玉県教育委員会が今年1月にまとめた冊子。県内すべての公立学校、市町村教育委員会および教育事務所に配布した。現在は県教育局生徒指導課のWebサイトからダウンロードできる。

県教育委員会では、ネットいじめ等の防止に向けて昨年5月に「ネットいじめ等対策検討委員会」（委員長＝下田博次・群馬大学特任教授・青少年メディア研究協会理事長）を設置。委員会は大学教授、電気通信事業者、警察、保護者、教員などで構成し、具体的な対応策を協議してきた。7月には県内の全公立中・高等学校の3年生から抽出した生徒調査および全公立中・高等学校を対象とした学校調査を実施、調査結果から生徒の8人に1人がネットいじめの被害を受けているのに対し、ネットいじめの発生を把握している学校が全体の66.9%に留まることなどが明らかになった。

具体的事例をもとに

『手引』の編集方針は「学校現場を元気にする方法論の提示」。予防策や対応策を（1）ネットを巡る現状の理解（2）事故発生時の対応策（3）予防・防止策（4）調査結果（概要）（5）その他（ネットいじめ撲滅緊急アピール）——の5部構成で掲載している。また、「ネットいじめ」と「ネットトラブル」のそれぞれ7つの事例を取り上げ、「対応方法」や「生徒指導上の留意点」、「ワンポイント指導」に整理して活

用しやすいように工夫されている。

対応方法で「ネット等の対応」「関係機関との連携」を簡潔に示し、生徒指導上の留意点では「初期対応」「被害児童生徒・保護者への対応」「加害児童生徒・保護

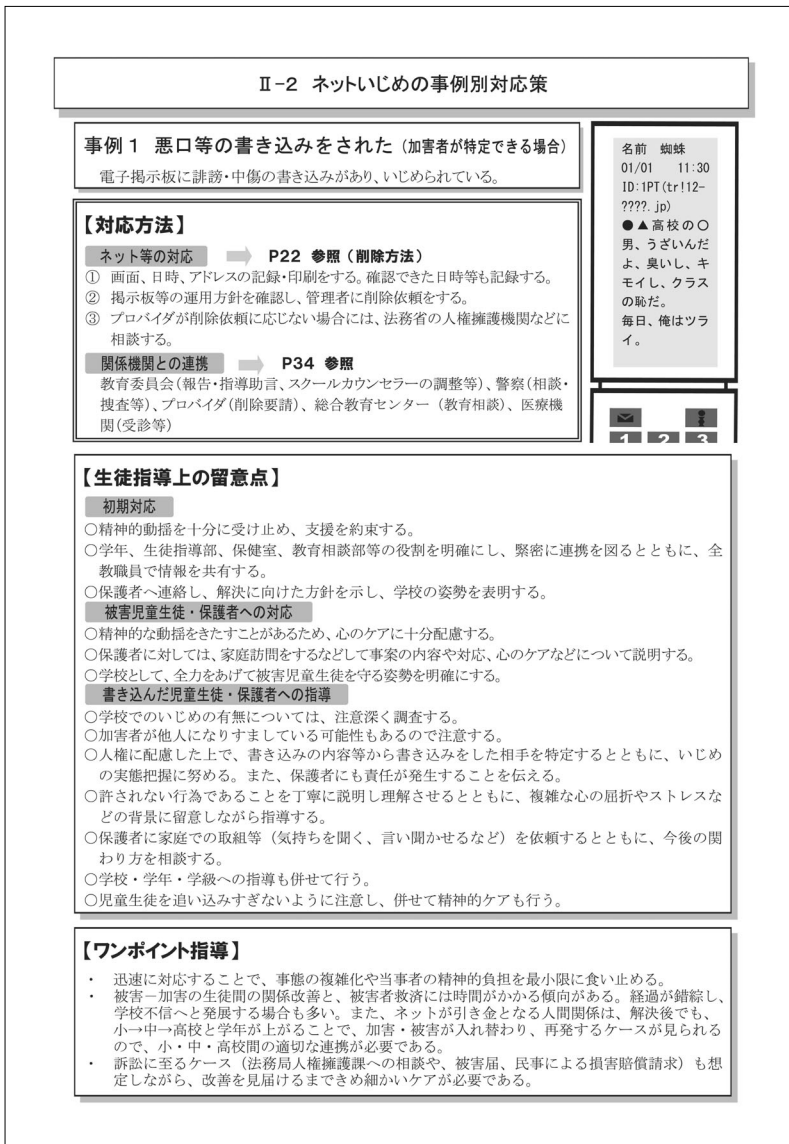


図1 ネットいじめの事例別対応策の例

者への指導」「学校・学年・学級への指導」など、実際的な方法を列記している。ワンポイント指導では対応策の考え方や指導のねらいが分かりやすく示されている。いじめ・トラブルが発生してからすぐに的確な指導ができるよう工夫されているのが特徴と言える。

収録されている事例別対応策

◆「ネットいじめ」の事例別対応策

① 悪口等の書き込みをされた（加害者が特定できる場合）／② 同（加害者が特定できない場合）／③ 同（部活動の掲示板の場合）／④ プロフやブログに顔写真や動画を無断掲載された／⑤ チェーンメールが回ってきた／⑥ なりすましのメールで困っている／⑦ メールで悪口等を書かれた

◆「ネットトラブル」の事例別対応策

① 架空請求があった／② 自殺誘引サイトへの書き込みがあった／③ ゲームサイト仲間同士のトラブルが暴力行為に発展した／④ 出会い系サイトへの書き込みがあった／⑤ 爆破予告・殺人予告があった／⑥ アダルトサイトからの金銭の脅迫があった／⑦ チェーンメールが回ってきた

予防・防止策も充実

『手引』は、こうした対応策に加え、予防・防止策についても丁寧に展開している。サイバー犯罪の検挙状況のほか、ネットを使う子どもの心理と犯罪・事故例、生徒手帳を活用した指導例など、日ごろの指導にすぐ役立つ内容となっている。「インターネット上の各機能のリスクとその対応」では、プロフやブログ、メール、掲示板、着メロ・壁紙などの無料サービス、クリックラサイト、懸賞応募サイト——などの機能とそれらのネット上のリスク、それらの対応を一覧で示している。

また、「保護者に向けたネットいじめやトラブルの注意喚起の取組」では、生徒の実態を踏まえた共通理解を図るための取り組み方を、保護者会での説明事項の参考例や保護者向けチェックシートの例、携帯電話を買う前に保護者あてに出す通知例など、具体例・文例を掲載し

	学習活動	指導内容	留意点
導入	事例の提示とネットいじめの特性の理解	・ ネットの問題性 ・ インターネット、携帯電話を使う上でのモラル	・ ネットの世界と現実の世界との相違点を理解させる。
展開	生じるリスクの認識	○ 相手が受けるリスク ・ 人権問題 ・ 精神的な攻撃 ○ 自分が受けるリスク ・ 犯罪性 <質問事項> ・ 相手が書き込んだ内容を見て書き込んだ側をどう思うか ・ 相手の親が書き込んだ内容を見て書き込んだ側をどう思うか ・ 何も知らない大人が書き込んだ内容を見て書き込んだ側と書き込まれた側をどう思うか ・ 自分の親が見て携帯電話をこんなかたちで利用していることについてどう思うか ・ 相手の悪口が原因で学校へ来なくなってしまう場合の書き込んだ側の責任はどうか（最悪の場合、相手はどうするのか）	・ ネットいじめは、相手ばかりでなく自分にも相当のリスクが伴うことを理解させる。 ・ 法に触れることを理解させる。 * ワークシート等を使って進める。
まとめ・終末	携帯電話・インターネットの正しい使い方の理解	<まとめの話> ・ 内容によって、警察に補導・逮捕される。（名誉毀損・脅迫等） ・ 携帯電話を持たせている親にも責任が生じる。（監督責任）→民事事件で慰謝料請求 ・ ブログを見て加担した人にも責任がある。 ・ 事例からネットいじめの結果生じる最悪の事態を知る。	・ ネットいじめは最終的には、命に関する問題にも発展する可能性があることを理解させる。 ・ 携帯電話・インターネットの正しい使い方が理解できたか確認する。

図2 ネットいじめやネットトラブルに対するリスク教育の指導案

た。

『手引』ではさらに、ネットいじめやネットトラブルに対するリスク教育の指導案を盛り込んだ。「児童生徒が携帯電話やインターネット利用において、情報の良し悪しを自ら見極めることができるなどの高い判断力を身に付けさせるためには、従来の情報モラル教育に加え、ネット上のトラブル事例を理解させるなどの情報リスク教育が必要」（手引p42）となってきているからだ。

このほか、昨年7月に県内の中・高で行った携帯電話の利用状況等に関する調査結果も掲載している。対策と予防・防止策をきめ細かく網羅した、充実した内容となっている。

* 埼玉県教育局生徒指導課「ネットいじめ等の予防と対応策の手引」について（入手できるサイト）
http://www.pref.saitama.lg.jp/A20/B100/net_tebiki/index.html

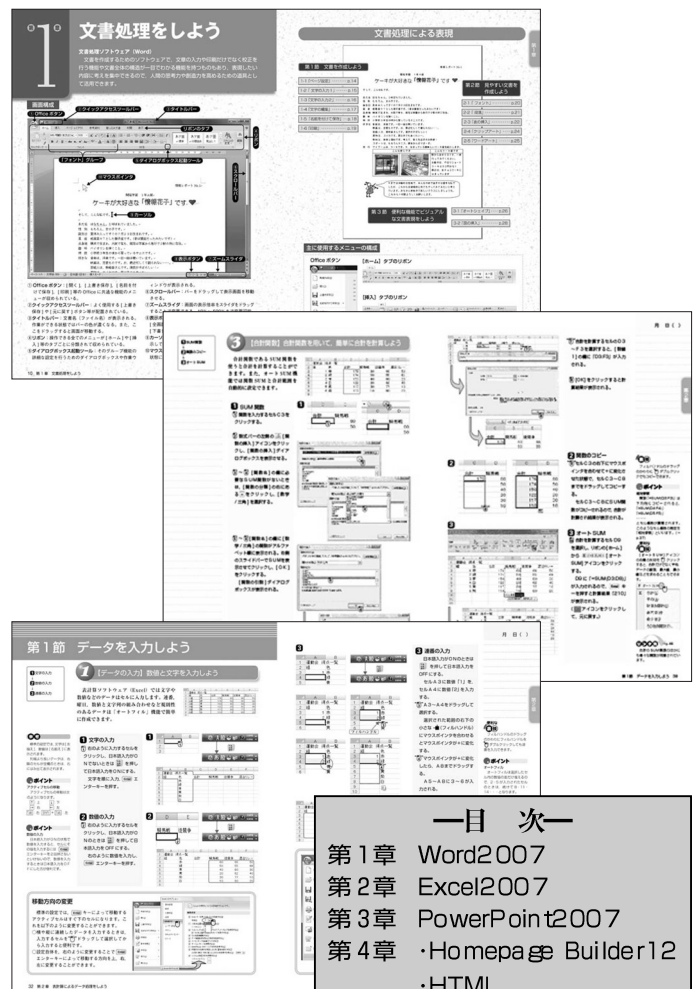
新刊 **基本操作マスターII** Office2007対応

既刊 **基本操作マスター** Office2003対応



好評を博している「基本操作マスター」の
新版として、Office2007対応版の
「基本操作マスターII」発売！

- B5判／128ページ／オールカラー
- 定価780円（743円）



目次

- 第1章 Word2007
- 第2章 Excel2007
- 第3章 PowerPoint2007
- 第4章 ・Homepage Builder12
・HTML
- 第5章 ・音声編集ソフト
・画像編集ソフト
・動画編集ソフト
・GIFアニメ編集ソフト
・Flashアニメ編集ソフト



本書掲載の項目順に進めていくことで、各章の冒頭に提示されている実習題材例を作り上げることができ、同時に基本操作を習得できるようになっています。
自習書としてもご利用いただけます。

Office2003対応版の「基本操作マスター」も、引き続きお求めいただけます。
●B5判／120ページ／オールカラー
●定価780円（743円）

CHANNEL Vol.9-1 (通巻27号) 平成21年4月25日印刷 平成21年4月30日発行 編集兼発行人 山岸 忠雄
定価120円 (本体114円) 送料80円 発行所/開隆堂出版株式会社 〒113-8608 東京都文京区向丘1-13-1
03(5684)6121【営業】、03(5684)6118【販売】、03(5684)6120【編集】/振替00130-8-75296
印刷所/興陽社 〒113-0024 東京都文京区西片1-17-8

開隆堂出版株式会社 KAIRYUDO
〒113-8608 東京都文京区向丘1-13-1 ☎03(5684)6111

北海道支社 〒060-0061	札幌市中央区南一条西6丁目11 〒983-0043	札幌北辰ビル 秋野町Mビル	☎011(231)0403
東北支社 〒464-0802	仙台市宮城野区萩野町1-11-1 〒550-0013	星ヶ丘プラザビル 2-10-16	☎022(782)8511
名古屋支社 〒550-0013	名古屋市千種区星が丘元町14-4 〒810-0075	福岡市中央区港2-1-5 FYCビル	☎052(789)1741
大阪支社 〒550-0013			☎06(6531)5782
九州支社 〒810-0075			☎092(733)0174